

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

項目	内容
給与所得（所得金額調整控除後）	給与収入－給与所得控除額－所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に含まれる所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得＋その他の所得計

【課税標準額】

税額計算の基礎となる額です。各種所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別して計算する「分離課税」の2種類あります。

＜総所得③＞＝「総所得金額①」－「所得控除合計②」（1,000円未満切捨）

＜分離課税＞

項目	内容
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。

この通知書を再交付することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある場合は、課税証明書を申請してください。

毎月の給与から差し引かれる税額です。「差引納付額⑨－⑫－⑩、⑪」を「開始（変更）月から5月までの月数」で割った金額が、毎月給与から差引されます。

指定番号

整理番号

受給者番号

氏名

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
----	------------------------------------	----------------	--------

所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡・単・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②
------	---	---

定額減税や、「ふるさと納税」などの寄付金税額控除額がある場合は、（摘要）に市民税・県民税の税額控除額を表示します。

市民税	税額控除前所得割額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦	納付額	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分 変更月
県民税	税額控除前所得割額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦		
森林環境税	税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩		
税額	既納付額⑫ 差引納付額⑨－⑩、⑪ 変更前税額⑬ 増減額⑭－⑮		

受給者番号

住

名

指定番号

整理番号

市県民税に関するお問い合わせの際は、ご自分の通知書に記載された指定番号と整理番号をお伝えください。

お問い合わせ先 TEL (082) 420-0910
東広島市 財務部市民税課 FAX (082) 422-6810

【所得控除の額】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額（限度額 7 万円）
地震保険料	地震保険料控除の額（限度額 2 万 5 千円）
障害・寡・単・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の額の合計
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額（限度額 33 万円）
扶養	扶養控除の額（一般 33 万円、老人 38 万円、特定・同老 45 万円）
基礎	基礎控除の額

所得控除内容については通知書裏面に記載しています。
市県民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。

【人的控除等の内訳】

※該当時「*」又は人数を記載

扶養親族該当区分	本人該当区分
控配	未成年者
老配	特障
特定	他障
同老	寡婦
老人	ひとり親
16 歳未満	勤労学生
その他	
同障	
特障	
他障	
繰越損失	繰越損失がある場合

【税額】

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝総所得③×市民税 6%、県民税 4% 分離課税分＝それぞれの分離課税所得に応じた税率をかける
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税 3,000 円、県民税 1,500 円
森林環境税額⑧	森林整備等に必要な財源を確保するための国税 1,000 円
特別徴収税額⑨	市民税・県民税の所得割額と均等割額及び森林環境税の合計額⑥＋⑦＋⑧
控除不足額⑩	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩から、特別徴収税額⑨に充当した金額
既納付額⑫	変更通知前に納付済の税額
差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑬	税額変更前の税額
増減額（⑨－⑬）	税額変更等があった場合の増減した金額